

キャッシュカード規定

株式会社 北陸銀行

1. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです)、貯蓄預金について発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます)は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行のATM(現金自動預入払出機。以下同じです)および当行がオンラインATMの共同利用による各種業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます)のATM(以下これらを総称して「ATM」といいます)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます)に預入れをする場合。
- (2) ATMまたはCD(現金自動払出機)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) ATMを使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) 当行のATMを使用して当行預金口座間の振替をする場合。
- (5) その他当行所定の取引を行う場合。

2. (ATMによる預金の預入れ)

- (1) ATMを利用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの種類により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATMによる預金の払戻し)

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの種類により当行または提携先所定の金額単位として、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先のATMにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定するATM利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (ATMによる振込)

ATMを使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (ATMによる振替)

- (1) 当行のATMを使用して振替をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに払戻しをする預金口座のカードおよび預入れをする預金口座の通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳・払戻請求書および預入口座の入金票の提出は必要ありません。
- (2) 前項の操作にあたっては、ATMの画面表示等に従い振替内容をお確かめのうえ、ボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、ATMによる振替の取消はできません。
- (3) ATMを使用して行った振替の取消を必要とする場合は、窓口営業時間内に、振替操作を行ったATM設置店の窓口に出てください。この場合は、預入口座名義人の承諾が必要となります。
- (4) 振替により預入れることができる預金は、当行所定の預入条件によるものとします。
- (5) ATMによる振替は1円単位とし、1回あたりおよび1日あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。

6. (ATM利用手数料等)

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定のATMの利用に関する手数料(以下「ATM利用手数料」といいます)をいただきます。

- (2) A T M利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
なお、提携先のA T M利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした口座から自動的に引落します。

7. (代理人による預金の預入れ・払戻し・振込および振替)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります)による預金の預入れ・払戻し・振込および振替の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は口座名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

8. (A T M故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりA T Mによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行がA T M故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻し・預入れをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。
- (2) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (3) 停電、故障等によりA T Mによる振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます

9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、A T M利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳がA T Mもしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、A T Mの操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証が一致することを確認のうえ、諸届等の当行所定の手続きをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) 預金者が個人の場合は、盗取されたカードを用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することが出来ます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している

期間を加えた日数とします) 前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、このカードが盗取された日(カードが盗取された日が明らかでないときは、盗取されたカードを用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には適用されないものとします。
- (4) 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明をおこなったこと
 - ② カードの盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該カードの預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利益返還請求権を取得するものとします。

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

14. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. (ATMへの誤入力等)

当行のATMの使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のATMを使用した場合の当行および提携先の責任についても同様です。

16. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店ほか当行国内本支店のいずれかの店舗に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適正と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店ほか当行国内本支店のいずれかの店舗に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第17条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

このカード、カード契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

19. (準拠法、裁判管轄)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20. (規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

社員預金サービスのカードの場合の特記事項

- (1) 社員預金サービスのカードのうち、別途当座貸越契約を締結したカードについては、本キャッシュカード規定のうち「預金の払戻し」(「預金口座からの払戻し」「払戻し」を含みます)は、「預金の払戻しおよび当座貸越借入金の払出し」と読み替えます。
- (2) 社員預金サービスのカードについては、第1条第1項および第2条にかかわらず預ATMを利用して普通預金に預入れ(第1項のカードについては、当座貸越借入金を返済)することはできません。
当該取引を行う場合は、営業時間内に当行本支店の窓口に出してください。
- (3) 社員預金サービスのカードについては、第7条の各条項は適用いたしません。

〔ICカード特約〕

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会ICキャッシュカード標準仕様によるICチップ機能その他当行所定の取引にかかる機能の利用を可能とするICキャッシュカード(以下、当該機能を「ICチップ機能」といい、当該機能を有するカードを「ICカード」といいます)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当行のキャッシュカード規定の一部として取扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関しては当行のキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当行のキャッシュカード規定の定義に従います。

2. (ICカードの利用範囲)

- (1) ICカードは、ICチップ機能の利用が可能なATMやその他の端末(以下、「IC対応ATM等」といいます)で利用できます。
- (2) 当行のキャッシュカード規定の第1条第1項に定める提携先においても、ICチップ機能はIC対応ATM等を利用する場合に提供され、IC対応ATM等以外のATM等では、当行のキャッシュカード規定第1条の定めにかかわらず、ICチップ機能は利用できません。なお、提携先におけるIC対応ATM等であっても、ICチップ機能が利用できない場合があります。

3. (1日あたりの利用限度額)

当行は、当行および提携先のATM等により1日あたりの払戻しできる限度額について、ICチップ機能を利用する払戻しと、ICチップ機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。なお、これらの限度額は、当行所定の届出に

より当行が定める金額の範囲内で変更することができます。

4. (IC対応ATM等の故障時の取扱い)

IC対応ATM等の故障時には、ICチップ機能は利用できません。

5. (ICチップ読取り不能時の取扱い等)

- (1) ICカードに搭載しているICチップの故障等によって、IC対応ATM等においてICチップの読取りができない場合には、ICカードの利用はできません。この場合、当行所定の手続きに従って、すみやかに当行にICカードの再発行を申し出て下さい。
- (2) ICチップ機能が利用できないことにより損害が生じても当行は責任を負いません。

以 上

(2020年4月1日現在)